

平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現 行	修 正	理 由																														
目次	第 2 部 第 2 章	第 1 節 避難対策等の推進〔総務課、税務課、観光課、定期船課、農水商工課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部〕・・・・・・・・・・55	第 1 節 避難対策等の推進〔総務課、税務課、観光課、 <u>建設課</u> 、定期船課、農水商工課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部〕・・・・・・・・・・55	内容改正に伴う追加																														
	第 3 部 第 5 章	第 2 節 救援物資等の供給〔総務部、市民部、健康福祉部〕・・・・・・・・・・195	第 2 節 救援物資等の供給〔総務部、市民部、 <u>税務部</u> 、 <u>農水商工部</u> 、 <u>定期船部</u> 、健康福祉部〕・・・・・・・・・・195																															
4	第 1 部 総 則 第 1 章 計画の目的・方針 第 2 節 計画の位置づけ及び構成	第 1 項 計画の位置づけ ① 本計画は、災害対策基本法（以下、「基本法」という。）（昭和 36 年法律第 223 号）の <u>第 40 条</u> の規定に基づき、鳥羽市防災会議が作成する「鳥羽市地域防災計画」の「地震・津波対策編」であり、第 4 章に掲げる「被害想定等」を前提とする。	第 1 項 計画の位置づけ ① 本計画は、災害対策基本法（以下、「基本法」という。）（昭和 36 年法律第 223 号）の <u>第 42 条</u> の規定に基づき、鳥羽市防災会議が作成する「鳥羽市地域防災計画」の「地震・津波対策編」であり、第 4 章に掲げる「被害想定等」を前提とする。	条項の修正																														
5		第 3 項 計画の修正 ① 基本法 <u>第 40 条</u> の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとする。	第 3 項 計画の修正 ① 基本法 <u>第 42 条</u> の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとする。																															
		第 4 項 用 語 <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>用 語</th> <th>意 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>避難場所</td> <td>基本法改正による指定緊急避難場所で、<u>津波</u>が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所<u>で、本市の津波避難場所（以下、「避難場所」という。）</u>をいう。 【資料編：<u>2 0 指定避難所等一覧表 2 津波避難場所（P389）</u>】</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>避難所</td> <td>基本法改正による指定緊急避難所で、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設<u>で、本市の風水害等避難所（以下、「避難所」という。）</u>をいう。 【資料編：<u>2 0 指定避難所等一覧表 風水害等避難所（P388）</u>】</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>地区指定員</td> <td>災害時に避難所の開設や運営支援にあたる本市職員をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	NO	用 語	意 義				15	避難場所	基本法改正による指定緊急避難場所で、 <u>津波</u> が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所 <u>で、本市の津波避難場所（以下、「避難場所」という。）</u> をいう。 【資料編： <u>2 0 指定避難所等一覧表 2 津波避難場所（P389）</u> 】	16	避難所	基本法改正による指定緊急避難所で、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設 <u>で、本市の風水害等避難所（以下、「避難所」という。）</u> をいう。 【資料編： <u>2 0 指定避難所等一覧表 風水害等避難所（P388）</u> 】	20	地区指定員	災害時に避難所の開設や運営支援にあたる本市職員をいう。	第 4 項 用 語 <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>用 語</th> <th>意 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>14</u> <u>-1</u></td> <td><u>避難行動支援者</u></td> <td><u>避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、支援を行う者をいう。（以下、「避難支援者」という。）</u></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>避難場所</td> <td>基本法改正による指定緊急避難場所で、津波、<u>洪水／高潮、土砂災害</u>が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所をいう。 【資料編：<u>1 9 指定避難所等一覧表 (P218)</u>】</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>避難所</td> <td>基本法改正による<u>指定避難所</u>で、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいう。 【資料編：<u>1 9 指定避難所等一覧表 (P218)</u>】</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td><u>災害時</u>地区指定員</td> <td>災害時に避難所の開設や運営支援にあたる本市職員をいう。 <u>（以下、「地区指定員」という。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	NO	用 語	意 義	<u>14</u> <u>-1</u>	<u>避難行動支援者</u>	<u>避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、支援を行う者をいう。（以下、「避難支援者」という。）</u>	15	避難場所	基本法改正による指定緊急避難場所で、津波、 <u>洪水／高潮、土砂災害</u> が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所をいう。 【資料編： <u>1 9 指定避難所等一覧表 (P218)</u> 】	16	避難所	基本法改正による <u>指定避難所</u> で、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいう。 【資料編： <u>1 9 指定避難所等一覧表 (P218)</u> 】	20	<u>災害時</u> 地区指定員	災害時に避難所の開設や運営支援にあたる本市職員をいう。 <u>（以下、「地区指定員」という。）</u>	1 資料編の改正に伴う修正 (NO.15,16) 2 用語の修正 (NO.16,20)
NO	用 語	意 義																																
15	避難場所	基本法改正による指定緊急避難場所で、 <u>津波</u> が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所 <u>で、本市の津波避難場所（以下、「避難場所」という。）</u> をいう。 【資料編： <u>2 0 指定避難所等一覧表 2 津波避難場所（P389）</u> 】																																
16	避難所	基本法改正による指定緊急避難所で、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設 <u>で、本市の風水害等避難所（以下、「避難所」という。）</u> をいう。 【資料編： <u>2 0 指定避難所等一覧表 風水害等避難所（P388）</u> 】																																
20	地区指定員	災害時に避難所の開設や運営支援にあたる本市職員をいう。																																
NO	用 語	意 義																																
<u>14</u> <u>-1</u>	<u>避難行動支援者</u>	<u>避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、支援を行う者をいう。（以下、「避難支援者」という。）</u>																																
15	避難場所	基本法改正による指定緊急避難場所で、津波、 <u>洪水／高潮、土砂災害</u> が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所をいう。 【資料編： <u>1 9 指定避難所等一覧表 (P218)</u> 】																																
16	避難所	基本法改正による <u>指定避難所</u> で、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいう。 【資料編： <u>1 9 指定避難所等一覧表 (P218)</u> 】																																
20	<u>災害時</u> 地区指定員	災害時に避難所の開設や運営支援にあたる本市職員をいう。 <u>（以下、「地区指定員」という。）</u>																																
11	同 第 2 章 計画関係者の責務 第 2 節 市・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 3 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1 指定地方行政機関 <u>東海農政局津地域センター 食料供給に係る情報収集・確認</u>	1 指定地方行政機関 <u>東海農政局</u> (1) <u>農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進</u> (2) <u>農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集</u> (3) <u>被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導</u> (4) <u>被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導</u> (5) <u>農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導</u> (6) <u>直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置</u> (7) <u>地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等</u> (8) <u>被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導</u> (9) <u>被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握</u> (10) <u>食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置</u> (11) <u>応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備</u> (12) <u>必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援</u>	1 組織改編 2 風水害等対策編との整合																														

平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現 行	修 正	理 由
46	第 2 部 災害予防・減災対策 第 1 章 自助・共助をはぐくむ 予防対策 第 4 節 ボランティア活動の促進 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	2 みえ災害ボランティア支援センターの関係団体を対象とした対策 (1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築 ① 市設置の災害ボランティアセンターへ支援する。 ② 災害ボランティアセンターを災害時に設定したとき、みえ災害ボランティア支援センターにボランティア支援を要請する。	2 みえ災害ボランティア支援センターの関係団体を対象とした対策 (1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築 ① 市設置の災害ボランティアセンターへの支援、手続き要領等の確立 ② 災害ボランティアセンターを災害時に設定したとき、みえ災害ボランティア支援センターとのボランティア支援要請に関する情報・手続き要領等の確立	1 市が実施主体とした内容に変更 2 内容を予防対策に修正
50	同 第 6 節 児童・生徒等にかかる 防災教育・防災対策の 推進 第 3 項 対策	5 地域（地域住民）を対象とした対策（教育委員会事務局） (1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。 災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法について、市が実施する地域と合同の防災訓練等を通じて、地域と学校・保育所等が事前に話し合いを行っておく。	5 地域（地域住民）を対象とした対策（教育委員会事務局、健康福祉課） (1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校・保育所等と地域が担う役割分担などを整理・確認する。 災害時に学校・保育所等が避難所となった際の設置や運営方法について、市が実施する地域と合同の防災訓練等を通じて、地域と学校・保育所等が事前に話し合いを行っておく。 6 民間児童福祉施設等の管理者を対象とした対策（健康福祉課） (1) 民間児童福祉施設等の防災対策の推進 学校・保育所等における防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、情報提供等の支援を行う。また、放課後児童クラブにおける防災対策を推進するとともに、事業者に対する指導を図る。	風水害等対策編との整合 追加 風水害等対策編との整合
51	同 第 7 節 観光地における防災 対策の促進	第 1 項 防災・減災重点目標 ・帰宅困難者一時受入れ体制の構築が必要とされている。 第 2 項 対策項目 【公助】(4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の確立 【共助】対象：住民 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制構築への協力	第 1 項 防災・減災重点目標 ・帰宅困難者一時受入れ体制の強化が求められる。 第 2 項 対策項目 【公助】(4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化 【共助】対象：市民 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制強化への協力	帰宅困難者受入れの協定締結はされているが、地区ごとにバラつきがあるため、協定施設の数を増やす等、充実・強化が必要であるため。
52	第 3 項 対策 ■市が実施する対策 1 観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策（観光課） (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の確立 市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関の協力を得て、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の確立を図る。 ■市観光団体・観光事業者及び公共交通機関等が実施する対策 1 観光客、観光事業者、公共交通機関、住民を対象とした対策 (4) 観光ホテル、旅館等において、観光客等の帰宅困難者の一時受け入れ体制構築への協力を推進する。	第 3 項 対策 ■市が実施する対策 1 観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策（観光課） (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化 市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関の協力を得て、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。 ■市観光団体・観光事業者及び公共交通機関等が実施する対策 1 観光客、観光事業者、公共交通機関、市民を対象とした対策 (4) 観光ホテル、旅館等において、観光客等の帰宅困難者の一時受入体制強化への協力を推進する。	市民、住民の両方が使われている。どちらかに統一が必要。	
55	同 第 2 章 安全に避難するための 対策 第 1 節 避難対策の推進 第 2 項 対策項目	【公助】 対象：観光関係団体、観光事業者、公共交通機関 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の確立 【共助】 対象：観光客、観光事業者、公共交通機関 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の構築	【公助】 対象：観光関係団体、観光事業者、公共交通機関 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化 【共助】 対象：観光客、観光事業者、公共交通機関 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化への協力	帰宅困難者受入れの協定締結はされているが、地区ごとにバラつきがあるため、協定施設の数を増やす等、充実・強化が必要であるため。
57	同 第 3 項 1 地域・住民等及び関係団体を 対象とした対策	(4) 避難所の整備・周知（総務課） ① (略) ② (略)	(4) 避難所の整備・周知（総務課、建設課） ① (略) ② (略) ③ 中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。	応急仮設住宅の把握の追加 (3部「発災後対策」7章「復旧に向けた対策」から転記)

平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現 行	修 正	理 由
59	第 2 部 災害予防・減災対策 第 2 章 安全に避難するための対策 第 1 節 避難対策の推進 第 3 項	(7) 避難所運営対策 ウ <u>公的避難所以外に避難した避難者</u> への対応 <u>公的避難所以外</u> に避難した避難者は、最寄りの避難所運営委員に対し、避難している場所の所在、避難者の住所、氏名、人数、その他必要事項を報告する。 また、自ら最寄りの避難所に出向き、情報や物資を受け取ることを基本とする。	(7) 避難所運営対策 ウ <u>避難所外避難者</u> への対応 <u>車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等</u> の避難者は、最寄りの避難所運営委員に対し、避難している場所の所在、避難者の住所、氏名、人数、その他必要事項を報告する。 また、自ら最寄りの避難所に出向き、情報や物資を受け取ることを基本とする。	1 熊本 地震における状況を反映 2 県地域防災計画の用語に整合
59	■市が実施する対策 1 地域・住民等及び関係団体を対象とした対策	(8) 要配慮者対策（健康福祉課） ア 避難行動要支援者対策 <u>高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難体制を整備するため、市及び地域で情報伝達の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有を図り、避難計画の策定や、避難行動要支援者が避難訓練に参加するよう働きかけていくものとする。</u> 特に津波被害が想定されている保育所、病院、夜間運営の社会福祉施設の把握及び当該施設における避難方法について把握する。 イ 避難行動要支援者名簿の作成 <u>災害時要援護者</u> のうち、特に避難に支援を要する者について「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切に行えるよう平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難行動要支援者に情報提供を行う等、活用を図る。	(8) <u>要配慮者対策（健康福祉課）</u> ア <u>避難行動要支援者対策</u> 市は、地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について、「 <u>避難行動要支援者名簿</u> 」を作成し、その避難支援等が適切にできるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて <u>避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。</u> 特に津波被害が想定されている保育所、病院、夜間運営の社会福祉施設の把握及び当該施設における避難方法について把握する。 イ <u>避難行動要支援者名簿の作成</u> <u>要配慮者のうち、特に避難に支援を要する者について、災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成する。</u> a <u>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</u> <u>避難行動要支援者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を要する者であり、要配慮者個人として避難能力の有無については、主として以下の要件で設定し、具体的には表内の範囲による。</u> ・警報や避難勧告・指示等の災害関連の情報取得能力 ・避難そのものの必要性や避難方法についての判断能力 ・避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、 <u>要介護状態区分、障害支援区分等</u> 市内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する次のいずれかに該当するもの ① <u>満 75 歳以上の独居の高齢者又は満 75 歳以上のみで構成する世帯の高齢者</u> ② <u>要介護認定 3、4 又は 5 を受けている者</u> ③ <u>1 級又は 2 級の等級の身体障害者手帳を有する者</u> ④ <u>A 1 又は A 2 の等級の療育手帳を有する者</u> ⑤ <u>1 級又は 2 級の等級の精神障害者保健福祉手帳を有する者</u> ⑥ <u>①から⑤までに掲げる者のほか、災害時において支援が必要と認められる者</u> b <u>名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> 市は、名簿作成に必要な個人情報については表内による。 ① <u>氏名</u> ② <u>生年月日</u> ③ <u>性別</u> ④ <u>住所又は居所</u> ⑤ <u>電話番号その他の連絡先</u> ⑥ <u>避難支援等を必要とする理由</u> ⑦ <u>その他市長が避難支援に関し必要と認める事項</u> 名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。 このほか、市が定めた名簿に掲載する範囲を定めた要件から漏れた者であっても、自ら名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。 ウ <u>名簿の更新に関する事項</u> 避難行動要支援者の状況は、転出・転入・死亡・障害の発現等により常に変化しうることから市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿の情報を最新の状態に保つよう努める。	風水害等対策編との整合

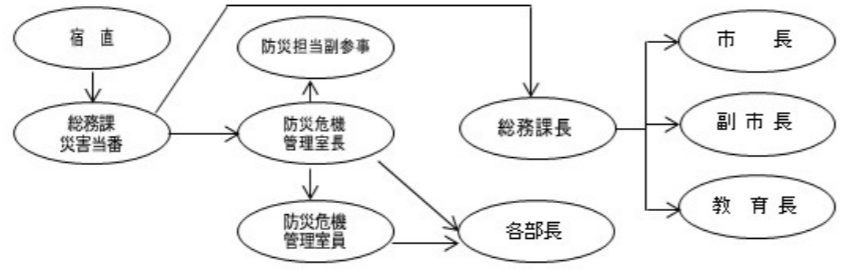
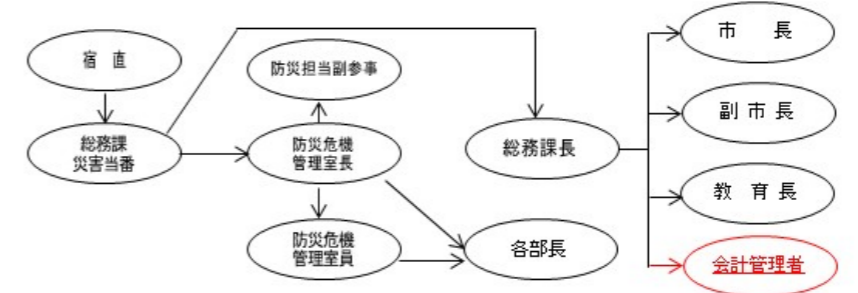
平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現 行	修 正	理 由
59	第 2 部 災害予防・減災対策 第 2 章 安全に避難するための対策 第 1 節 避難対策の推進 第 3 項 対策		<u>エ 避難支援等関係者となる者</u> <u>避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であるが、地域によって実情が異なるため、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握したうえで幅広い団体の中から確保することに努める。</u>	
			<u>・鳥羽市内の自主防災組織、町内会等</u> <u>・鳥羽市内の民生・児童委員</u> <u>・鳥羽市消防本部</u> <u>・鳥羽市消防団</u> <u>オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供及び情報漏えいの防止</u> <u>避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するため、作成した名簿は地域の避難支援等関係者にも適切に提供かつ共有に努める。市は、平常時において避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものについては事前に避難行動要支援者本人の同意を得る必要がある。</u> <u>また、情報漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護及び名簿の信頼と実効の確保を図るため、災害対策基本法では守秘義務を課している。このようなことから、名簿情報を外部に提供する際には、その秘密保持が徹底されるよう措置を講じ、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。</u>	風水害等対策編との整合
		<u>ウ 要配慮者に配慮した避難所対策</u> <u>高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所として運営可能な施設の確保に努める。</u>	(削除)	
		2 観光関係団体、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策（観光課） (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の <u>確立</u> 市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関等の協力を得て、帰宅困難者一時受入体制の <u>確立</u> を図る。	■市が実施する対策 2 観光関係団体、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策（観光課） (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の <u>強化</u> 市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関等の協力を得て、帰宅困難者一時受入体制の <u>強化</u> を図る。	帰宅困難者受入れの協定締結はされているが、地区ごとにバラつきがあるため、協定施設の数を増やす等、充実・強化が必要であるため。
60	<市観光協会、観光事業者等が実施する対策> (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の <u>構築</u> 市と連携し、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の <u>確立</u> を図る。	<市観光協会、観光事業者等が実施する対策> (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の <u>強化</u> 市と連携し、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の <u>強化</u> を図る。		
65	同 第 3 章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第 4 節 地盤災害防止対策の推進 第 3 項 対策	1 町内会等を対象とした対策（建設課） (1) 市民への周知 土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を市民に周知する。	1 町内会等を対象とした対策（建設課） (1) 市民への周知 土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） <u>及び土砂災害危険箇所</u> を市民に周知する。	土砂災害警戒区域の調査が終了していない危険箇所の周知
66	同 第 5 節 南海トラフ特措法等に係る推進事業 第 3 項 対策	ア 市道東中学校線道路改装工事 実施年度 平成 25～ <u>27</u> 年度	ア 市道東中学校線道路改装工事 実施年度 平成 25～ <u>30</u> 年度	工事計画の変更

平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現 行	修 正	理 由																																																				
70	第 2 部 災害予防・減災対策 第 4 章 緊急輸送の確保 第 1 節 輸送体制の整備 第 3 項 対策	<p>1 市を対象とした対策</p> <p>(2) 陸上輸送対策</p> <p>ア 自動車による輸送</p> <p>ア 緊急輸送道路の指定</p> <p>c) 第 2 次緊急輸送道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>区間 (起点～終点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>42</td> <td>一般国道 42 号</td> <td>鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>167</td> <td>一般国道 167 号</td> <td>鳥羽市船津町～鳥羽市鳥羽</td> </tr> <tr> <td>市 道</td> <td>—</td> <td>岩崎錦町線</td> <td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td> </tr> </tbody> </table> <p>d) 第 3 次緊急輸送道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>区間 (起点～終点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>167</td> <td>一般国道 167 号</td> <td>志摩市磯部町恵利原～鳥羽市船津町</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	路線番号	路線名	区間 (起点～終点)	一般国道	42	一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町	一般国道	167	一般国道 167 号	鳥羽市船津町～鳥羽市鳥羽	市 道	—	岩崎錦町線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	種 別	路線番号	路線名	区間 (起点～終点)	一般国道	167	一般国道 167 号	志摩市磯部町恵利原～鳥羽市船津町	<p>1 市を対象とした対策</p> <p>(2) 陸上輸送対策</p> <p>ア 自動車による輸送 a 緊急輸送道路の指定</p> <p>c) 第 2 次緊急輸送道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>区間 (起点～終点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>42</td> <td>一般国道 42 号</td> <td>鳥羽市鳥羽～伊勢市境</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>167</td> <td>一般国道 167 号</td> <td>鳥羽市白木町～鳥羽市鳥羽</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>167</td> <td>一般国道 167 号 (第二伊勢道路)</td> <td>鳥羽市白木町～伊勢市境</td> </tr> <tr> <td>市 道</td> <td>—</td> <td>学校前線</td> <td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td> </tr> </tbody> </table> <p>d) 第 3 次緊急輸送道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>区間 (起点～終点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>167</td> <td>一般国道 167 号</td> <td>志摩市磯部町恵利原～鳥羽市白木町</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	路線番号	路線名	区間 (起点～終点)	一般国道	42	一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽～伊勢市境	一般国道	167	一般国道 167 号	鳥羽市白木町～鳥羽市鳥羽	一般国道	167	一般国道 167 号 (第二伊勢道路)	鳥羽市白木町～伊勢市境	市 道	—	学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	種 別	路線番号	路線名	区間 (起点～終点)	一般国道	167	一般国道 167 号	志摩市磯部町恵利原～鳥羽市白木町	<p>1 路線の修正</p> <p>2 緊急輸送道路ネットワークとの整合 (追加)</p>
種 別	路線番号	路線名	区間 (起点～終点)																																																					
一般国道	42	一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町																																																					
一般国道	167	一般国道 167 号	鳥羽市船津町～鳥羽市鳥羽																																																					
市 道	—	岩崎錦町線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																					
種 別	路線番号	路線名	区間 (起点～終点)																																																					
一般国道	167	一般国道 167 号	志摩市磯部町恵利原～鳥羽市船津町																																																					
種 別	路線番号	路線名	区間 (起点～終点)																																																					
一般国道	42	一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽～伊勢市境																																																					
一般国道	167	一般国道 167 号	鳥羽市白木町～鳥羽市鳥羽																																																					
一般国道	167	一般国道 167 号 (第二伊勢道路)	鳥羽市白木町～伊勢市境																																																					
市 道	—	学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																					
種 別	路線番号	路線名	区間 (起点～終点)																																																					
一般国道	167	一般国道 167 号	志摩市磯部町恵利原～鳥羽市白木町																																																					
70		<p>c 輸送車両等の確保</p> <p>【資料編：1.4 公用車一覧表 (P261)】</p>	<p>c 輸送車両等の確保</p> <p>【資料編：1.3 公用車一覧表 (P62)】</p>	資料編改正による No,P 修正																																																				
71		<p>(4) 空中輸送対策 (消防本部)</p> <p>ア ヘリコプター等による輸送</p> <p>【資料編：1.7 市内ヘリコプター離着陸場一覧表 (P383)】</p> <p>■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策</p> <p>(1) 三重県を通じて要請を行う機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部沿海海運組合</td> <td>海</td> <td>船舶による輸送等に関する協定</td> </tr> <tr> <td>東海内航海運組合</td> <td>海</td> <td>船舶による輸送等に関する協定</td> </tr> <tr> <td>全国内航タンカー海運組合東海支部</td> <td>海</td> <td>船舶による輸送等に関する協定</td> </tr> <tr> <td>東海北陸旅客船協会</td> <td>海</td> <td>旅客船による災害時の輸送等に関する協定</td> </tr> <tr> <td>三重県水難救済会</td> <td>海</td> <td>船舶による輸送等災害応急対策に関する協定</td> </tr> <tr> <td>国立大学法人三重大学</td> <td>海</td> <td>三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	能力	中部沿海海運組合	海	船舶による輸送等に関する協定	東海内航海運組合	海	船舶による輸送等に関する協定	全国内航タンカー海運組合東海支部	海	船舶による輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会	海	旅客船による災害時の輸送等に関する協定	三重県水難救済会	海	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	国立大学法人三重大学	海	三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)	<p>(4) 空中輸送対策 (消防本部)</p> <p>ア ヘリコプター等による輸送</p> <p>【資料編：1.6 市内ヘリコプター離着陸場一覧表 (P211)】</p> <p>■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策</p> <p>(1) 三重県を通じて要請を行う機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部沿海海運組合</td> <td>海</td> <td>船舶による輸送等</td> </tr> <tr> <td>東海内航海運組合</td> <td>海</td> <td>船舶による輸送等</td> </tr> <tr> <td>全国内航タンカー海運組合東海支部</td> <td>海</td> <td>船舶による輸送等</td> </tr> <tr> <td>東海北陸旅客船協会</td> <td>海</td> <td>旅客船による災害時の輸送等</td> </tr> <tr> <td>三重県水難救済会</td> <td>海</td> <td>船舶による輸送等</td> </tr> <tr> <td>国立大学法人三重大学</td> <td>海</td> <td>三重大学練習船勢水丸による輸送等</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	能力	中部沿海海運組合	海	船舶による輸送等	東海内航海運組合	海	船舶による輸送等	全国内航タンカー海運組合東海支部	海	船舶による輸送等	東海北陸旅客船協会	海	旅客船による災害時の輸送等	三重県水難救済会	海	船舶による輸送等	国立大学法人三重大学	海	三重大学練習船勢水丸による輸送等	風水害等対策編との整合										
機関名	区分	能力																																																						
中部沿海海運組合	海	船舶による輸送等に関する協定																																																						
東海内航海運組合	海	船舶による輸送等に関する協定																																																						
全国内航タンカー海運組合東海支部	海	船舶による輸送等に関する協定																																																						
東海北陸旅客船協会	海	旅客船による災害時の輸送等に関する協定																																																						
三重県水難救済会	海	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定																																																						
国立大学法人三重大学	海	三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)																																																						
機関名	区分	能力																																																						
中部沿海海運組合	海	船舶による輸送等																																																						
東海内航海運組合	海	船舶による輸送等																																																						
全国内航タンカー海運組合東海支部	海	船舶による輸送等																																																						
東海北陸旅客船協会	海	旅客船による災害時の輸送等																																																						
三重県水難救済会	海	船舶による輸送等																																																						
国立大学法人三重大学	海	三重大学練習船勢水丸による輸送等																																																						
77	同 第 5 章 防災体制の整備・強化 第 2 節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	<p>1 市を対象とした対策 (総務課・消防本部)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備・充実</p> <p>ア 各種通信設備の活用</p> <p>同報系防災行政無線 (戸別受信機・防災ラジオを含む。) 及び消防無線等の有効活用を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、多様な手段の整備及び運用に努める。防災行政無線、消防無線等の保守・整備にあたっては・・・努めるものとする。なお、同報系防災行政無線については、デジタル化を含めた整備更新を計画していく。また、ウェブカメラ等を活用した映像による情報の提供が図られるよう整備計画を進める。</p>	<p>1 市を対象とした対策 (総務課・消防本部)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備・充実</p> <p>ア 各種通信設備の活用</p> <p>同報系防災行政無線 (戸別受信機・防災ラジオを含む。) 及び消防無線等の有効活用を図るとともに、有線通信、携帯電話、ケーブルテレビ、Wi-Fi 等も含め、多様な手段の整備及び運用に努める。防災行政無線、消防無線等の保守・整備にあたっては・・・努めるものとする。なお、同報系防災行政無線については、デジタル化を含めた整備更新を計画していく。また、ドローン等を活用した映像による情報の収集が図られるよう整備計画を進める。</p>	<p>1 ケーブルテレビの追加</p> <p>2 ドローン整備の推進</p>																																																				
79	同 第 3 節 医療・救護体制及び機能の確保 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	<p>1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策</p> <p>(1) 医療体制の整備</p> <p>災害による多数の死傷者の発生に備えて、あらかじめ志摩医師会の協力のもと、救急医療体制の確立に努める。</p>	<p>1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策</p> <p>災害による重篤患者の発生及び浸水等による医療機能の低下に備えて、あらかじめ志摩医師会の協力のもと、救急医療体制の確立に努める。</p> <p>(1) 医療体制の整備</p>	風水害等対策編との整合																																																				

平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現 行	修 正	理 由																								
85	第 2 部 災害予防・減災対策 第 5 章 防災体制の整備・強化 第 6 節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	(1) 災害時用物資等の備蓄、調達及び供給体制の構築 ① 災害発生から救援物資等が到達するまでの約 3 日間に必要不可欠な食料及び生活必需品や災害応急に必要な資機材等の備蓄を図る。	(1) 災害時用物資等の備蓄、調達及び供給体制の構築 ① 災害発生から救援物資等が到達するまでの約 3 日間に必要不可欠な食料及び仮設トイレ等生活必需品や災害応急に必要な資機材等の備蓄を図る。	仮設トイレを明記																								
86	第 3 項 対策 1 市を対象とした対策（総務課）	【資料編：14 公用車一覧表（P261）、15 市有船舶等一覧表（P265）、21 備蓄品一覧表（P390）】	【資料編：13 公用車一覧表（P62）、14 市有船舶等一覧表（P66）、21 備蓄品一覧表（P223）】	資料編改正による No,P 修正																								
89	同 第 7 節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	1 市を対象とした対策 (1) 災害時の上水道供給機能の確保対策（水道課） エ 災害時の協力体制 三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21 締結）、水道災害に等における応援協定・・・を行う。 (2) 災害時の下水道供給機能の確保対策（総務課、水道課、環境課） ウ 下水の仮排水及びし尿の応急処理体制の整備 管渠等の破壊等による下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保、または主管である環境課と協力して仮設トイレの設置について体制を整える。	1 市を対象とした対策 (1) 災害時の上水道供給機能の確保対策（水道課） エ 災害時の協力体制 三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21 締結）、水道災害等における応援協定・・・を行う。 (3) 災害時の下水道供給機能の確保対策（総務課、水道課、環境課） ウ 下水の仮排水及びし尿の応急処理体制の整備 管渠等の破壊等による下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保、また、総務課は環境課と協力して仮設トイレの設置について体制を整える。	誤植 表現の修正																								
95	同 第 9 節 災害廃棄物処理体制の整備 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	(1) 鳥羽市災害廃棄物処理計画の策定 東日本大震災後に改定された「災害廃棄物対策指針」や「三重県災害廃棄物処理計画」を軸として、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理及び早期復旧に資するための「鳥羽市災害廃棄物処理計画」を策定する。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。	(1) 鳥羽市災害廃棄物処理計画の策定 東日本大震災後に改定された「災害廃棄物対策指針」や「三重県災害廃棄物処理計画」を軸として、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理及び早期復旧に資するための「鳥羽市災害廃棄物処理計画」を平成 29 年 9 月に策定した。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係機関等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記している。 今後は、改定等必要な場合には適宜見直ししていくこととする。	現状に合わせた修正																								
97	第 3 部 発災後対策 第 1 章 災害対策本部機能の確保 第 1 節 活動体制の整備 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	1 災害対策のための配備体制 (1) 配備基準 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">体制(※1)</th> <th style="width:25%;">第 1 配備 (準備体制)</th> <th style="width:25%;">第 2 配備 (警戒体制)</th> <th style="width:20%;">第 3 配備 (非常体制)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部設置</td> <td style="text-align:center;">二</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">市災対本部設置</td> </tr> <tr> <td>配備要員(※2)</td> <td>各課の配備計画による。</td> <td>各部の配備計画による。</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>	体制(※1)	第 1 配備 (準備体制)	第 2 配備 (警戒体制)	第 3 配備 (非常体制)	本部設置	二	市災対本部設置		配備要員(※2)	各課の配備計画による。	各部の配備計画による。	全職員	1 災害対策のための配備体制 (1) 配備基準 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">体制(※1)</th> <th style="width:25%;">第 1 配備 (準備体制)</th> <th style="width:25%;">第 2 配備 (警戒体制)</th> <th style="width:20%;">第 3 配備 (非常体制)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部設置</td> <td style="text-align:center;">(市長が必要と認めるとき)</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">市災対本部設置</td> </tr> <tr> <td>配備要員(※2)</td> <td>各課の配備計画による。</td> <td>各部長及び第 1 配備時の要員とするが、状況に応じ各部長は更に必要な人員を増員し、配備する。</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>	体制(※1)	第 1 配備 (準備体制)	第 2 配備 (警戒体制)	第 3 配備 (非常体制)	本部設置	(市長が必要と認めるとき)	市災対本部設置		配備要員(※2)	各課の配備計画による。	各部長及び第 1 配備時の要員とするが、状況に応じ各部長は更に必要な人員を増員し、配備する。	全職員	風水害等対策編に整合
体制(※1)	第 1 配備 (準備体制)	第 2 配備 (警戒体制)	第 3 配備 (非常体制)																									
本部設置	二	市災対本部設置																										
配備要員(※2)	各課の配備計画による。	各部の配備計画による。	全職員																									
体制(※1)	第 1 配備 (準備体制)	第 2 配備 (警戒体制)	第 3 配備 (非常体制)																									
本部設置	(市長が必要と認めるとき)	市災対本部設置																										
配備要員(※2)	各課の配備計画による。	各部長及び第 1 配備時の要員とするが、状況に応じ各部長は更に必要な人員を増員し、配備する。	全職員																									
98		(3) 幹部職員への連絡系統 	(3) 幹部職員への連絡系統 	誤植																								

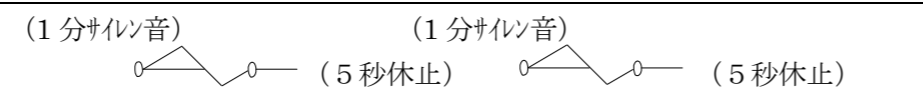
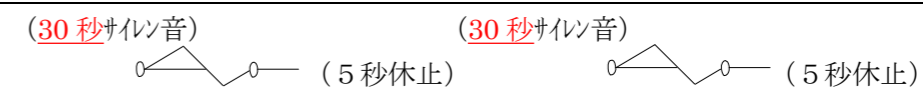
平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現 行	修 正	理 由																														
98~99	第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動体制の整備 第3項 対策 ■市が実施する対策	2 市災対本部の設置 (1) 市災対本部の概要 <table border="1"> <tr> <td>設置基準</td> <td><u>第2配備、第3配備の場合に設置</u> (P97 参照)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>1 市災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市水防本部 (水防法に基づく) ・鳥羽市水道災害対策本部 (三重県水道災害広域応援協定に基づく) ・鳥羽市災害廃棄物処理対策本部 (三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく) <u>2 県の非常(緊急)災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常(緊急)災害現地対策本部と連絡調整を図る。</u></td> </tr> </table>	設置基準	<u>第2配備、第3配備の場合に設置</u> (P97 参照)	その他	<u>1 市災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市水防本部 (水防法に基づく) ・鳥羽市水道災害対策本部 (三重県水道災害広域応援協定に基づく) ・鳥羽市災害廃棄物処理対策本部 (三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく) <u>2 県の非常(緊急)災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常(緊急)災害現地対策本部と連絡調整を図る。</u>	2 市災対本部の設置 (1) 市災対本部の概要 <table border="1"> <tr> <td>設置基準</td> <td><u>1 災害対策のための配備体制 (1) 配備基準で定める基準による。</u> (P97 参照)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>1 (削除)</u> 2 県の非常(緊急)災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常(緊急)災害現地対策本部と連絡調整を図る。</td> </tr> </table>	設置基準	<u>1 災害対策のための配備体制 (1) 配備基準で定める基準による。</u> (P97 参照)	その他	<u>1 (削除)</u> 2 県の非常(緊急)災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常(緊急)災害現地対策本部と連絡調整を図る。	風水害等対策編に整合																						
設置基準	<u>第2配備、第3配備の場合に設置</u> (P97 参照)																																	
その他	<u>1 市災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市水防本部 (水防法に基づく) ・鳥羽市水道災害対策本部 (三重県水道災害広域応援協定に基づく) ・鳥羽市災害廃棄物処理対策本部 (三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく) <u>2 県の非常(緊急)災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常(緊急)災害現地対策本部と連絡調整を図る。</u>																																	
設置基準	<u>1 災害対策のための配備体制 (1) 配備基準で定める基準による。</u> (P97 参照)																																	
その他	<u>1 (削除)</u> 2 県の非常(緊急)災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常(緊急)災害現地対策本部と連絡調整を図る。																																	
100	同 【別表】 所掌事務一覧表 1 予防期(事前に準備すること)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民課 (市民課長)</td> <td><u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し実施体制の構築</u></td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工課 (農水商工課長)</td> <td>1~6</td> <td>農水商工課員</td> </tr> <tr> <td>観光課 (観光課長)</td> <td><u>【観光振興係】</u> 1 帰宅困難者一時受入体制の<u>確立</u></td> <td>観光課員</td> </tr> <tr> <td>建設課 (建設課長)</td> <td>2 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の<u>養成</u></td> <td>建設課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属(所属長)	所掌事務	構成員	市民課 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し実施体制の構築</u>	市民課員	農水商工課 (農水商工課長)	1~6	農水商工課員	観光課 (観光課長)	<u>【観光振興係】</u> 1 帰宅困難者一時受入体制の <u>確立</u>	観光課員	建設課 (建設課長)	2 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の <u>養成</u>	建設課員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民課 (市民課長)</td> <td><u>削除</u></td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工課 (農水商工課長)</td> <td>1~6 <u>7 物資拠点の運営体制の構築</u></td> <td>農水商工課員</td> </tr> <tr> <td>観光課 (観光課長)</td> <td><u>【観光振興係】</u> 1 帰宅困難者一時受入体制の<u>強化</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設課 (建設課長)</td> <td>2 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士等の<u>確保</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	各所属(所属長)	所掌事務	構成員	市民課 (市民課長)	<u>削除</u>	市民課員	農水商工課 (農水商工課長)	1~6 <u>7 物資拠点の運営体制の構築</u>	農水商工課員	観光課 (観光課長)	<u>【観光振興係】</u> 1 帰宅困難者一時受入体制の <u>強化</u>		建設課 (建設課長)	2 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士等の <u>確保</u>		1 観光課 帰宅困難者受入れの協定締結はされているが、地区ごとにバラつきがあるため、協定施設の数を増やす等、充実・強化が必要であるため。 2 その他 風水害等対策編に整合
各所属(所属長)	所掌事務	構成員																																
市民課 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し実施体制の構築</u>	市民課員																																
農水商工課 (農水商工課長)	1~6	農水商工課員																																
観光課 (観光課長)	<u>【観光振興係】</u> 1 帰宅困難者一時受入体制の <u>確立</u>	観光課員																																
建設課 (建設課長)	2 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の <u>養成</u>	建設課員																																
各所属(所属長)	所掌事務	構成員																																
市民課 (市民課長)	<u>削除</u>	市民課員																																
農水商工課 (農水商工課長)	1~6 <u>7 物資拠点の運営体制の構築</u>	農水商工課員																																
観光課 (観光課長)	<u>【観光振興係】</u> 1 帰宅困難者一時受入体制の <u>強化</u>																																	
建設課 (建設課長)	2 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士等の <u>確保</u>																																	
101																																		
103	同 2 初動体制確立期【発災~3時間】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各部(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部 (市民課長)</td> <td><u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し準備体制確認</u></td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工部 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の<u>復旧保全</u></td> <td>農水商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各部(所属長)	所掌事務	構成員	市民部 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し準備体制確認</u>	市民課員	農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>復旧保全</u>	農水商工課員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各部(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部 (市民課長)</td> <td><u>削除</u></td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工部 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の<u>情報収集</u></td> <td>農水商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各部(所属長)	所掌事務	構成員	市民部 (市民課長)	<u>削除</u>	市民課員	農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>情報収集</u>	農水商工課員													
各部(所属長)	所掌事務	構成員																																
市民部 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し準備体制確認</u>	市民課員																																
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>復旧保全</u>	農水商工課員																																
各部(所属長)	所掌事務	構成員																																
市民部 (市民課長)	<u>削除</u>	市民課員																																
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>情報収集</u>	農水商工課員																																
106	同 3 即時対応期(救命中心)【3時間~24時間】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各部(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部 (市民課長)</td> <td><u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し準備</u></td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工部 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の<u>復旧保全</u></td> <td>農水商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各部(所属長)	所掌事務	構成員	市民部 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し準備</u>	市民課員	農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>復旧保全</u>	農水商工課員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各部(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部 (市民課長)</td> <td><u>削除</u></td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工部 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の<u>情報収集</u></td> <td>農水商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各部(所属長)	所掌事務	構成員	市民部 (市民課長)	<u>削除</u>	市民課員	農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>情報収集</u>	農水商工課員													
各部(所属長)	所掌事務	構成員																																
市民部 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し準備</u>	市民課員																																
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>復旧保全</u>	農水商工課員																																
各部(所属長)	所掌事務	構成員																																
市民部 (市民課長)	<u>削除</u>	市民課員																																
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>情報収集</u>	農水商工課員																																
109	同 4 緊急対応期(救援・支援)【24時間~3日】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各部(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部 (市民課長)</td> <td><u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し準備</u></td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工部 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の<u>復旧保全</u></td> <td>農水商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各部(所属長)	所掌事務	構成員	市民部 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し準備</u>	市民課員	農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>復旧保全</u>	農水商工課員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各部(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部 (市民課長)</td> <td><u>削除</u></td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工部 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の<u>情報収集、関係機関との連絡調整</u> 2 <u>物資拠点の運営</u></td> <td>農水商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各部(所属長)	所掌事務	構成員	市民部 (市民課長)	<u>削除</u>	市民課員	農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>情報収集、関係機関との連絡調整</u> 2 <u>物資拠点の運営</u>	農水商工課員													
各部(所属長)	所掌事務	構成員																																
市民部 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> <u>1 炊き出し準備</u>	市民課員																																
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>復旧保全</u>	農水商工課員																																
各部(所属長)	所掌事務	構成員																																
市民部 (市民課長)	<u>削除</u>	市民課員																																
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>情報収集、関係機関との連絡調整</u> 2 <u>物資拠点の運営</u>	農水商工課員																																

平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現 行			修 正			理 由														
112	第 3 部 発災後対策 第 1 章 災害対策本部機能の確保 第 1 節 活動体制の整備 【別 表】 所掌事務一覧表 5 応急対応期（救援・支援） 【3 日～1 週間】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各部(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部 (市民課長)</td> <td><u>【戸籍係】</u> 1 炊き出しその他による食品の配布</td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工部 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全</td> <td>農水商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各部(所属長)	所掌事務	構成員	市民部 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> 1 炊き出しその他による食品の配布	市民課員	農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全	農水商工課員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各部(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部 (市民課長)</td> <td>削除</td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工部 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の<u>情報収集、関係機関との連絡調整</u> 2 <u>物資拠点の運営</u></td> <td>農水商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各部(所属長)	所掌事務	構成員	市民部 (市民課長)	削除	市民課員	農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>情報収集、関係機関との連絡調整</u> 2 <u>物資拠点の運営</u>	農水商工課員	風水害等対策編に整合
各部(所属長)	所掌事務	構成員																				
市民部 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> 1 炊き出しその他による食品の配布	市民課員																				
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全	農水商工課員																				
各部(所属長)	所掌事務	構成員																				
市民部 (市民課長)	削除	市民課員																				
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の <u>情報収集、関係機関との連絡調整</u> 2 <u>物資拠点の運営</u>	農水商工課員																				
115	同 6 復旧期【1 週間～数か月以降】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各部(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部 (市民課長)</td> <td><u>【戸籍係】</u> 1 炊き出しその他による食品の配布</td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工部 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全</td> <td>農水商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各部(所属長)	所掌事務	構成員	市民部 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> 1 炊き出しその他による食品の配布	市民課員	農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全	農水商工課員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各部(所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部 (市民課長)</td> <td>削除</td> <td>市民課員</td> </tr> <tr> <td>農水商工部 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全 2 <u>物資拠点の運営</u></td> <td>農水商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各部(所属長)	所掌事務	構成員	市民部 (市民課長)	削除	市民課員	農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全 2 <u>物資拠点の運営</u>	農水商工課員	
各部(所属長)	所掌事務	構成員																				
市民部 (市民課長)	<u>【戸籍係】</u> 1 炊き出しその他による食品の配布	市民課員																				
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全	農水商工課員																				
各部(所属長)	所掌事務	構成員																				
市民部 (市民課長)	削除	市民課員																				
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全 2 <u>物資拠点の運営</u>	農水商工課員																				
150	同 第 1 章 災害対策本部機能の確保 第 7 節 災害救助法の適用	1 救助の実施 なお、救助程度、方法及び期間は、 <u>厚生労働大臣</u> が定める基準に従って、… *参考『災害救助事務取扱要領（ <u>厚生労働省社会・援護局</u> ）』	1 救助の実施 なお、救助程度、方法及び期間は、 <u>内閣総理大臣</u> が定める基準に従って、… *参考『災害救助事務取扱要領（ <u>内閣府政策統括官（防災担当）</u> ）』	災害救助法が内閣府に移管																		
151	第 3 項 対策 ■市が実施する対策	2 災害救助法の適用 (2) 被害状況の把握、伝達 a 災害発生の日時及び場所 b 災害発生の原因及び被害概況 : a) 人的被害 : 3 経費の支弁及び精算 a 県の支弁 b 国庫負担：aの費用が・・・	2 災害救助法の適用 (2) 被害状況の把握、伝達 <u>ア</u> 災害発生の日時及び場所 <u>イ</u> 災害発生の原因及び被害概況 : a 人的被害 : 3 経費の支弁及び精算 <u>①</u> 県の支弁：救助に・・・支弁する。 <u>②</u> 国庫負担： <u>①</u> の費用が・・・交付される。	項番号の修正																		
152	同 第 2 章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第 1 節 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第 3 項 対策	1 道路交通情報・被害情報の <u>収集</u> ■その他防災関係機関が実施する対策 <鳥羽海上保安部、港湾管理者の対策> 1 船舶交通の整理、指導 2 船舶交通の制限等 3 (略) 4 (略) 5 (略)	1 道路交通情報・被害情報の収集・ <u>提供</u> ■その他防災関係機関が実施する対策 <鳥羽海上保安部、港湾管理者の対策> 1 船舶交通の整理、指導（ <u>鳥羽海上保安部</u> ） 2 船舶交通の制限等（ <u>鳥羽海上保安部</u> ） 3 (略) 4 (略) 5 (略)	提供を追加																		
154				1,2 の対策は港湾管理者ではないため。																		
159	同 第 3 節 ライフライン施設の復旧・保全 第 3 項 対策	【下水道】 1 被害情報の収集 2 施設の応急対策活動	【下水道】 1 被害情報の収集 2 施設の応急対策活動 3 <u>市町下水道施設応急復旧活動</u> (1) <u>県内下水道事業における災害時相互応援要請</u> <u>単独での復旧作業が困難な場合、「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール」に基づき、県及び市町相互による応急措置等の応援を要請する。</u>	新規追加																		

平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現 行	修 正	理 由																																																				
174	第 3 部 発災後対策 第 4 章 避難及び被災者支援等の活動 第 1 節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	<p>1 避難の指示等及び住民等への伝達</p> <p>(1) 避難の<u>勧告又は</u>指示</p> <p>ア 避難指示 津波警報の「三重県南部オオツナミ」及び「三重県南部ツナミ」が発表された場合、<u>危険</u>地域の住民に対して、直ちに避難を指示する。</p> <p>イ 避難勧告 <u>津波注意報の「三重県南部ツナミチュウイ」が発表された場合、危険地域の住民及び海岸や海上にいる者に対しては避難を勧告する。</u></p>	<p>1 避難の指示等及び住民等への伝達</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 避難指示 津波警報の「三重県南部オオツナミ」、「三重県南部ツナミ」<u>及び津波注意報</u>が発表された場合、<u>対象</u>地域の住民に対して、直ちに避難を指示する。</p> <p>イ 避難指示の対象地域 (削除) ① <u>大津波警報・津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象</u> ② <u>津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象</u></p> <p>【遠地地震の場合】 <u>我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達するまで相当の時間がある場合は、気象庁が津波警報等を発表する前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討する。</u></p>	<p>1 避難勧告等の判断・伝達 マニュアル作成ガイドライン（内閣府 27.8）に整合</p> <p>2 遠地地震の対応追記</p>																																																				
175		<p>(2) 避難の指示等の住民等への伝達</p> <p>イ 住民等に対する周知</p> <p> b 避難指示等の信号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>余いん防止付サイレン信号</p>  </div>	<p>(2) 避難の指示等の住民等への伝達</p> <p>イ 住民等に対する周知</p> <p> b 避難指示等の信号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>余いん防止付サイレン信号</p>  </div>	<p>風水害等対策編に整合</p>																																																				
195	第 3 部 発災後対策 第 5 章 救援物資等の供給 第 2 節 救援物資等の供給 第 2 項 主要対策項目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所等における必要物資品目・量の把握</td> <td>総務部</td> <td>【発災 12 時間以内】</td> <td>・物資確保状況(避難所及び地区指定員)</td> </tr> <tr> <td>食料の調達・輸送</td> <td>総務部 市民部</td> <td>【発災 24 時間以内】 物資提供の申し出があり次第</td> <td>・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所及び地区指定員)</td> </tr> <tr> <td>生活必需品等の調達・輸送</td> <td>健康福祉部 市民部</td> <td>【発災 24 時間以内】 避難所開設後、速やかに</td> <td>・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所及び地区指定員)</td> </tr> <tr> <td>物資拠点の開設</td> <td>総務部</td> <td>【発災 3 日以内】</td> <td>・物資配送状況(県、協定締結団体等)</td> </tr> <tr> <td>炊出しによる食料供給</td> <td>市民部</td> <td>【発災 3 日以降】</td> <td>・物資確保状況(市災対本部等) ・物資調達要請状況(避難所及び地区指定員)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	避難所等における必要物資品目・量の把握	総務部	【発災 12 時間以内】	・物資確保状況(避難所及び地区指定員)	食料の調達・輸送	総務部 市民部	【発災 24 時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所及び地区指定員)	生活必需品等の調達・輸送	健康福祉部 市民部	【発災 24 時間以内】 避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所及び地区指定員)	物資拠点の開設	総務部	【発災 3 日以内】	・物資配送状況(県、協定締結団体等)	炊出しによる食料供給	市民部	【発災 3 日以降】	・物資確保状況(市災対本部等) ・物資調達要請状況(避難所及び地区指定員)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所等における必要物資品目・量の把握</td> <td>税務部</td> <td>【発災 12 時間以内】</td> <td>・避難所別市備蓄在庫状況(総務部) ・避難所別物資等不足状況(避難所、地区指定員)</td> </tr> <tr> <td>必要物資等の支援要請</td> <td>総務部</td> <td>【発災 24 時間以内】</td> <td>・市外からの物資等配送状況(県、協定締結団体等)</td> </tr> <tr> <td>災害義援品(物資等)の調達</td> <td>健康福祉部</td> <td>【発災 24 時間以内】 生活必需品等不足の場合</td> <td>・避難所別物資等不足状況(総務部)</td> </tr> <tr> <td>物資拠点の開設</td> <td>総務部</td> <td>【発災 24 時間以内】 必要物資等が不足している場合</td> <td>・市外からの物資配送状況(総務部)</td> </tr> <tr> <td>物資拠点の運営</td> <td>農水商工部</td> <td>【発災 24 時間以内】 物資等拠点が開設次第</td> <td>・市外からの物資等配送状況(総務部) ・避難所別物資等不足状況(総務部)</td> </tr> <tr> <td>物資等の輸送</td> <td>市民部 定期船部 総務部</td> <td>【発災 24 時間以内】 生活必需品等不足の場合</td> <td>・避難所別物資等不足状況(総務部)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	避難所等における必要物資品目・量の把握	税務部	【発災 12 時間以内】	・避難所別市備蓄在庫状況(総務部) ・避難所別物資等不足状況(避難所、地区指定員)	必要物資等の支援要請	総務部	【発災 24 時間以内】	・市外からの物資等配送状況(県、協定締結団体等)	災害義援品(物資等)の調達	健康福祉部	【発災 24 時間以内】 生活必需品等不足の場合	・避難所別物資等不足状況(総務部)	物資拠点の開設	総務部	【発災 24 時間以内】 必要物資等が不足している場合	・市外からの物資配送状況(総務部)	物資拠点の運営	農水商工部	【発災 24 時間以内】 物資等拠点が開設次第	・市外からの物資等配送状況(総務部) ・避難所別物資等不足状況(総務部)	物資等の輸送	市民部 定期船部 総務部	【発災 24 時間以内】 生活必需品等不足の場合	・避難所別物資等不足状況(総務部)	<p>1 風水害等対策編に整合</p>
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																																																					
避難所等における必要物資品目・量の把握	総務部	【発災 12 時間以内】	・物資確保状況(避難所及び地区指定員)																																																					
食料の調達・輸送	総務部 市民部	【発災 24 時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所及び地区指定員)																																																					
生活必需品等の調達・輸送	健康福祉部 市民部	【発災 24 時間以内】 避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所及び地区指定員)																																																					
物資拠点の開設	総務部	【発災 3 日以内】	・物資配送状況(県、協定締結団体等)																																																					
炊出しによる食料供給	市民部	【発災 3 日以降】	・物資確保状況(市災対本部等) ・物資調達要請状況(避難所及び地区指定員)																																																					
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																																																					
避難所等における必要物資品目・量の把握	税務部	【発災 12 時間以内】	・避難所別市備蓄在庫状況(総務部) ・避難所別物資等不足状況(避難所、地区指定員)																																																					
必要物資等の支援要請	総務部	【発災 24 時間以内】	・市外からの物資等配送状況(県、協定締結団体等)																																																					
災害義援品(物資等)の調達	健康福祉部	【発災 24 時間以内】 生活必需品等不足の場合	・避難所別物資等不足状況(総務部)																																																					
物資拠点の開設	総務部	【発災 24 時間以内】 必要物資等が不足している場合	・市外からの物資配送状況(総務部)																																																					
物資拠点の運営	農水商工部	【発災 24 時間以内】 物資等拠点が開設次第	・市外からの物資等配送状況(総務部) ・避難所別物資等不足状況(総務部)																																																					
物資等の輸送	市民部 定期船部 総務部	【発災 24 時間以内】 生活必需品等不足の場合	・避難所別物資等不足状況(総務部)																																																					
同	第 3 項 対策 ■市が実施する対策	<p>1 避難所等における必要物資品目・量の把握</p> <p>市は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。</p>	<p>1 避難所等における必要物資等品目・量の把握</p> <p>市は市や地域の備蓄等を含めた避難所等の物資等の状況について各避難所や地区指定員等から情報収集を行い、調達が必要となる物資等の品目・量を的確に把握することに努める。</p>	<p>1 風水害等対策編に整合</p>																																																				

平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現 行	修 正	理 由
195	第 3 部 発災後対策 第 5 章 救援物資等の供給	2 <u>食料の調達・輸送</u> (1) 被災者に対する食料供給	2 <u>必要物資等の支援要請</u> (1) 被災者に対する食料供給の <u>目安</u>	風水害等対策編に整合
196	第 2 節 救援物資等の供給 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	【食料供給計画】 食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1 日 <u>3 回</u> 提供する。 ・地震発生～ <u>12</u> 時間以内 : 住民による自己確保備蓄食料 ・地震発生 <u>12</u> 時間後～ : 避難所等の備蓄食料又は協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食 ・地震発生 <u>24</u> 時間後～ : 協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食	【食料供給計画】 食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1 日 <u>2 回</u> 提供する。 ・地震発生～ <u>24</u> 時間以内 : 住民による自己確保備蓄食料 ・地震発生 <u>24</u> 時間後～ : 避難所等の備蓄食料又は協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食 ・地震発生 <u>48</u> 時間後～ : 協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食	
		(1) 県に対する <u>食料調達要請</u> <u>必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して<u>調達</u>を要請する。</u>	(転記) 下記(4) 県に対する物資等支援要請 →転記	
		3 <u>生活必需品等の調達・輸送</u> (1) <u>避難者に対する生活必需品等の供給</u>	(2) <u>避難者に対する生活必需品等の供給の目安</u>	
		(2) <u>県に対する生活必需品等調達要請</u> <u>必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して<u>調達</u>を要請する。</u>	(削除) 下記(4) 県に対する物資等支援要請に包括	
		(3) <u>生活必需品等の配分</u> <u>市で設置する物資拠点で生活必需品等を受け入れ、<u>避難者に対して配分する。</u></u>	(転記) 下記 5 物資等拠点の運営へ内容転記	
		(4) <u>要配慮者に対する配慮</u> <u>要配慮者に対し<u>配慮し</u>、必要な<u>生活必需品</u>の確保に努める。</u>	(3) <u>要配慮者に対する配慮</u> <u>要配慮者に必要な<u>物資等</u>の確保に努める。</u>	
			(4) 県に対する <u>物資等支援要請</u> <u>物資等が不足している場合は、県に対して<u>調達</u>を要請する。</u>	
			(5) <u>大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）の活用</u> <u>市は、<u>たすけあい制度に登録している個人や企業等が、支援が可能という状況であれば、支援を要請する。</u></u>	
新 規			3 <u>災害義援品（物資等）の調達</u> (1) <u>実施機関の設置・</u> <u>災害義援品の募集のため、実施機関を設置する。</u> <u>実施機関の設置にあたっては、県及び市、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。</u> (2) <u>災害義援品の募集・</u> <u>市内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援品を広く国民等を対象に募集する。</u> <u>県の募集した災害義援品については、被災状況等を十分考慮し、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部に報告する。</u> <u>※・災害義援品とは生活必需品等応急に必要な物資等と異なり、生活再建のための物資等をいう。</u> <u>なお、個人からの義援品は原則として募集しない。</u> (3) <u>災害義援品の受付・</u> <u>災害義援品の受付に当たって、受払簿等を作成し、受付状況を記録する。</u> (4) <u>災害義援品の振り分け・</u> <u>物資等拠点に振り分けを委ねる。・</u> <u>〔第 3 部・ 第 7 章・ 第 4 節・ 災害義援金等の受入・配分〕(P217) を参照)・</u>	
196		4 物資拠点の開設 市は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・ <u>運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。</u>	4 物資等拠点の開設 市は調達した物資等を受け入れるため、物資拠点を開設する。	

平成 29 年度 鳥羽市地域防災計画【地震・津波対策編】改正 新旧対照表

P	章 節 項	現	行	修	正	理 由
197	第 3 部 発災後対策 第 5 章 救援物資等の供給 第 2 節 救援物資等の供給 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	<u>5 炊出しによる食料供給</u> <u>(1) 炊出しの実施</u> 炊出しは、町内会等、婦人会、ボランティア等の協力のもと、給食施設等既設の施設を利用して行う。また、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、炊出しに使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。 <u>(2) 要配慮者に対する配慮</u> 糖尿病、腎臓病やアレルギー疾患患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。		(削除)		風水害等対策編に整合
新規				<u>5 物資等拠点の運営</u> 開設した物資等拠点において、市の物資等、県等からの支援物資等、災害義援品等を受入、管理を行い、各避難所の物資等不足状況を踏まえ、避難所ごとに必要な物資等を振り分け、避難所への輸送が速やかに行われるようにする。		
新規				<u>6 物資等の輸送</u> <u>(1) 陸上輸送（市民部）</u> 物資等拠点から、市内各避難所への物資等の陸上輸送を迅速に行う。 離島への輸送については海上輸送基地まで陸上輸送を行う。 （「第 2 部 第 4 章 第 1 節 輸送体制の整備」(P68) を参照） <u>(2) 海上輸送（定期船部）</u> 船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送若しくは輸送人員に変動されるが、原則、市の管理する定期船を活用することとする。 （「第 2 部 第 4 章 第 1 節 輸送体制の整備」(P68) を参照） <u>(3) 空中輸送（総務部）</u> 陸上・海上の交通の途絶に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁に対して空中輸送の出動要請をする。 （「第 3 部 第 2 章 第 5 節 ヘリコプターの活用」(P167) を参照）		
新規				■町内会等・企業等が実施する対策 <u>1 地域における物資の調達</u> 町内会等は、災害時の食料等は原則として個人・地域で準備するものであるという考えのもと、地域内においても食料等を調達するように努める。 <u>2 大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）の活用</u> 町内会等は、市のたすけあい制度に登録している個人や企業等が、支援が可能という状況であれば、協力を求め、物資等を提供してもらう。		
211	同 第 7 章 復旧に向けた対策 第 1 節 廃棄物対策活動 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	(1) 処理体制 災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場（ヘリポート等）の設置準備等を行い、「市災害廃棄物処理計画」に基づき、 <u>適正かつ迅速に処理を行う。</u> <u>また、</u> 甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。		(1) 処理体制 災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行う。また、 <u>発災後は速やかに</u> 「市災害廃棄物処理計画」に基づき「 <u>市災害廃棄物処理実行計画</u> 」を策定する。 甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。		1 発災後の内容は実行計画 2 ヘリポート等削除
		(2) 処理の方法 市災害廃棄物 <u>処理計画</u> に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。 また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。		(2) 処理の方法 <u>発災後策定した</u> 市災害廃棄物処理 <u>実行計画</u> に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。 また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。		発災後は実行計画

P	章 節 項	現 行	修 正	理 由
213	第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 第3項 対策 3 応急仮設住宅等の確保	(1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん 市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、り災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。 (2) 住宅の応急修理 住宅の応急修理は、原則として県が行い、 <u>救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。</u> (3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、 <u>救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。（中略）</u> <u>中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。</u>	(1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん 住家が滅失したり、り災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のために、市営住宅を始めとする公営住宅の活用 <u>や応急仮設住宅の建設に加え、</u> 民間賃貸住宅等を借り上げ、 <u>応急仮設住宅（みなし仮設）として</u> 確保し、あっせんする。 (2) 住宅の応急修理 住宅の応急修理は、 <u>救助法が適用された場合、法に基づく供与として原則県が行い、知事から委任を受けた場合に市が行う。</u> (3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は、 <u>救助法が適用された場合、法に基づく供与として原則県が行い、知事から委任を受けた場合に市が行う。（中略）</u> <u>(削除)</u>	「民間賃貸住宅等の借り上げ（みなし仮設）」の追記 1 救助法の適用の有無にかかわらず、県が行うような表現の修正 2 「2部災害予防・減災対策」2章1節 避難対策等の推進 (4) 避難所の整備・周知へ転記
222	第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 第2項 対策 ■市と県が連携して実施する対策	イ 母子 <u>及び</u> 寡婦福祉資金 b 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を養育している者・・・並びに「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。 e 貸付資金の種類(主要なものを抜粋) <u>m) 特別児童扶養資金</u>	イ 母子 <u>父子</u> 寡婦福祉資金 b 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を養育している者・・・ <u>及び配偶者のない男子で現に児童を扶養している者</u> 並びに「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。 e 貸付資金の種類(主要なものを抜粋) <u>(削除)</u>	法律の改正による修正
223	2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策 (1) 生活資金等の貸付（健康福祉課）	ウ 生活福祉資金 b 受給者：アの災害援護資金の・・・ <u>身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、・・・。</u> <u>ただし、身体障がい者世帯、知的障がい者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、身体障がい者更生資金、生活資金、福祉資金及び住宅資金に、高齢者世帯に貸し付けている資金の種類は、福祉資金、住宅資金及び療養資金に限る。</u> e 貸付資金の種類 b) 福祉資金 ・療養費 ・介護費等 ・福祉費 ・福祉費（住宅） ・福祉用具購入費 d) 不動産担保型生活資金 ・不動産担保型生活資金	ウ 生活福祉資金 b 受給者：アの災害援護資金の・・・ <u>障がい者の属する世帯、・・・。</u> <u>(削除)</u> e 貸付資金の種類 b) 福祉資金 <u>・緊急小口資金</u> ・療養費 ・介護費等 <u>・福祉費</u> ・福祉費（住宅） ・ <u>障がい者等</u> 福祉用具購入費 <u>・障がい者自動車購入費</u> <u>・生業費</u> <u>・技能取得費</u> d) 不動産担保型生活資金 ・不動産担保型生活資金 <u>・要保護世帯向け不動産担保型生活資金</u>	1 県パンフレットの表現との整合 2 貸し付け条件等は、個々の状況によるため。 全種類の資金記入
262	特別対策 東海地震に関する緊急対策 第2章 緊急対策 第12節 公共土木施設等の安全対策 第2項 対策	1 公共土木施設 (1) 道路 東海地震注意情報に基づき・・・ ① 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を、パトロールカー等により、道路利用者に対して行う。 <u>② 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を、パトロールカー等により、道路利用者に対して行う。</u> ③ 緊急応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材・人員等の配備手配を行う。 (2) 河川、海岸、 <u>港湾、</u> 漁港等	1 公共土木施設 (1) 道路 東海地震注意情報に基づき・・・ ① 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を、パトロールカー等により、道路利用者に対して行う。 <u>(削除)</u> <u>②</u> 緊急応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材・人員等の配備手配を行う。 (2) 河川、海岸、漁港等	ダブリ（誤植） 市が所管する港湾がないため。